

富山県高速バス燃料価格高騰対策支援事業費補助金（第7期）交付要綱

（要旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県高速バス燃料価格高騰対策支援事業費補助金（第7期）（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 高速バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、高速バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するもの）を運行する者をいう。
- (2) 補助算定期間 別表1に定める補助年度ごとの期間をいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、エネルギー価格の高騰の影響を受ける高速バス事業者に対し、燃料費の高騰分について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象事業者及び補助対象路線等）

第4条 この補助金の補助対象事業者、補助対象路線、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表2によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定等）

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、様式第2号による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者（以下「補助事業者」という。）にその旨を通知する。

(補助金の支払い)

第7条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日より施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月2日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

別表 1（第 2 条（2）関係）

補助年度	補助算定期間
令和 7 年度（第 7 期）	令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日

別表 2（第 4 条関係）

補助対象事業者	補助対象路線を運行する高速バス事業者であって、次の要件をすべて満たすもの (1) 令和 7 年 7 月 1 日から交付申請日までの間に継続して事業を実施した者 (2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者
補助対象路線	(1) 富山地方鉄道株式会社 東京線、大阪線、名古屋線、新潟線、高山線 (2) 加越能バス株式会社 名古屋線、高山線 (3) イルカ交通株式会社 名古屋線、高岡～白川郷～高山線
補助対象経費	令和 2 年度の平均燃料価格と補助算定期間中の各月の平均燃料価格の差額に使用量を乗じた額。
補助率	1 / 6 以内
補助限度額	補助対象経費に補助率を乗じた額。